

## 第七次千葉県障害者計画主要施策管理表

令和5年度

主要施策	1 入所施設等から地域生活への移行の推進
------	----------------------

◇障害のある人の地域生活を支えるため、利用者のニーズに応じた多様な住まいの場として、グループホーム等の拡充を図るとともに、日中活動の場の充実も図ります。

◇強度行動障害のある人や医療的ケアが必要な人など、障害程度が重い人についても、できる限り地域で生活できるよう支援していくとともに、地域での支援が困難な障害のある人に対しては、入所施設の果たす役割が引き続き重要であることに留意しつつ、入所施設の有する人的資源や機能を地域生活のバックアップのために活用します。

◇障害のある人の中には単身での生活をしたいというニーズがあるため、グループホームのサテライト型住居の設置・活用など、様々な支援に取り組みます。

◇千葉県袖ヶ浦福祉センターについては、令和4年度末までに廃止することとなるため、全利用者の地域への移行を進めます。

## 基本施策

- (1) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- (2) 日中活動の場の充実
- (3) 地域生活を推進するための在宅サービスの充実
- (4) 重度・重複障害のある人等の地域生活の支援
- (5) 入所施設の有する人的資源や機能の活用
- (6) 県立施設の在り方

## 数値目標の評価

(個)

年度	目標数	A	B	C	D	E	その他
3	12	5	2	1			4
4		4	3				5
5		1	2	3			6

## 主要施策の取組状況等

令和5年度	<p><b>【取組結果】</b></p> <p>(1) グループホームに対する運営等に関する費用の補助や、障害者グループホーム等支援ワーカーにより開設・運営に関する相談を実施しました。さらに、単身生活へのニーズに対応したサテライト型住居の設置・活用が図られるよう、周知に努めました。・市町村等に対する説明会や集団指導において、地域生活支援拠点等の説明を行いました。</p> <p>(2) ・特別支援学校や特別支援学級に通う重症心身障害の状態にある子どもや肢体不自由のある子どもなど、障害のある子どもの放課後等デイサービスなどの日中活動の場の整備を促進しました。</p> <p>(3) 県が指定した事業者による各種の研修の実施により、支援者の質の向上を図り、利用者のニーズに応えられるサービス量の確保に努めました。・同行援護事業従事者の資質の向上や盲導犬・介助犬等の育成、中途視覚障害者の歩行訓練やコミュニケーション訓練、視覚障害のある人のための教養・文化講座などの適切な実施に努めました。</p> <p>(4) ・「重度の強度行動障害のある方の受入等支援事業」により、施設整備3件(R4→R5繰越分)、追加配置の人員費15件に対して、補助を実施しました。・「強度行動障害のある方の支援者に対する研修」を実施し、コロナ感染対策のためオンラインでの研修を取り入れつつ、16名を育成しました。(R5年度修了者16名中14名サポーター登録)</p> <p>(5) ・重度の障害を持つ人や医療的ケアが必要な人の施設入所支援、短期入所等の入所施設(障害者支援施設)の個室化、バリアフリー化や高齢化に対応した改修等を支援しました。</p> <p>(6) ・千葉県千葉リハビリテーションセンターについては、令和5年度から、外来診療棟に係る建築・電気設備・機械設備の工事に着手しました。</p>
-------	--

令和6年度	<p>【取組結果への対応】</p> <p>(1)・引き続き、グループホームに対する運営等に関する費用の補助や、障害者グループホーム等支援ワーカーによる、医療的ケア、強度行動障害がある方を支援するグループホームへの開設・運営に関する啓発、相談を実施します。・地域生活支援拠点等の整備・運営に関する研修会等を開催し、現状や課題等を共有していきます。・引き続き、地域生活支援拠点等が未整備となっている市町村に対し、情報提供等の必要な支援を行います。</p> <p>(2)・引き続き、特別支援学校や特別支援学級に通う重症心身障害の状態にある子どもや肢体不自由のある子どもなど、障害のある子どもの放課後等デイサービスなどの日中活動の場の整備を促進します。</p> <p>(3)・引き続き、ホームヘルパーに対する研修を実施し、支援の質の向上及びサービス量の確保を図ります。・引き続き、同行援護事業従事者の資質の向上や盲導犬・介助犬等の育成、中途視覚障害者の歩行訓練やコミュニケーション訓練、視覚障害のある人のための教養・文化講座などの適切な実施に努めます。</p> <p>(4)・引き続き、「重度の強度行動障害のある方の受入等支援事業」により、重度の強度行動障害のある方について地域の民間事業所等での受け入れが進むよう環境を整備します。・引き続き、「強度行動障害のある方の支援者に対する研修」を実施し、16名の育成を図るとともに、引き続き研修のあり方について検討していきます。</p> <p>(5)・引き続き、重度の障害を持つ人や医療的ケアが必要な人の施設入所支援、短期入所等の入所施設(障害者支援施設)の一層の個室化、バリアフリー化や高齢化に対応した改修等を支援します。</p> <p>(6)・引き続き、令和8年度の外来診療棟供用開始に向けて、工事を進めてまいります。</p>
最終年度の判定	一部の進展にとどまっています。
令和6年度	<p>【第八次計画の方向】</p> <p>・グループホーム等の機能的な強化や支援の質の向上を図るとともに、日中活動の場の整備を推進します。</p> <p>・障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、在宅サービスの充実を図るとともに、コミュニケーション支援や移動支援等の取組を推進します。</p> <p>・強度行動障害のある人や医療的ケアが必要な人など、障害の程度が重い人についても、できる限り地域で生活できるよう支援していくとともに、地域での支援が困難な人に対しては、入所施設の有する人的資源や機能を地域生活のバックアップのために活用します。</p> <p>・共同住居より単身で生活したいというニーズを有する障害のある人のため創設された、サテライト型住居の設置・活用が図られるよう、引き続き周知に努めます。</p>

※最終年度の判定:目標数に対するAの割合が7割以上に達した場合=「進展が図られています。」  
「進展が図られています。」に該当する場合を除きA+Bの割合が7割以上に達した場合=「概ね進展が図られています。」  
上に記載以外の場合=「一部の進展にとどまっています。」

## 第七次千葉県障害者計画主要施策管理表

令和5年度

主要施策	7 障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実
------	-------------------------

◇発達障害、高次脳機能障害のある人など、地域の支援施設・機関では通常の対応が難しい障害について、支援の拡充を図るとともに、より地域に密着した支援ができるよう、民間での専門的・広域的な支援拠点機関の普及促進や、そのための機関・人材育成などの具体的な仕組みづくりを進めます。

◇通所による施設サービスだけでは支援が困難な障害のある人に対しては、親の会、当事者サポート団体などと連携した支援などを進めます。

◇ひきこもり本人や家族等に対しては、相談支援等により、支援を希望するひきこもり本人の自立を推進し、本人及び家族等の福祉の推進を図ります。

◇特に本人や家族の負担が大きい重度の心身に障害のある人に対しては、市町村が実施する負担軽減のための医療費助成について、引き続き補助を行います。

## 基本施策

- (1) 地域の支援施設等のみでは支援が困難な障害に対する支援の推進
- (2) 通所サービスだけでは支援が困難な障害に対する支援の推進
- (3) 重度・重複障害のある人の負担軽減の推進
- (4) ひきこもりに関する支援の推進
- (5) 矯正施設からの出所者等に対する支援の推進

## 数値目標の評価

(個)

年度	目標数	A	B	C	D	E	その他
3	8		3		1	1	3
4			1	3	1		3
5		2	1	3	2		

## 主要施策の取組状況等

令和5年度	<p><b>【取組結果】</b></p> <p>(1)・県発達障害者支援センターにより、各種研修や講座等を開催しました。・発達障害者地域支援マネージャーによる企業等に対するコンサルテーション等を実施しました。</p> <p>(2)・地域で生活する重症心身障害の状態にある人等が、専門性を備えた福祉型短期入所事業所を利用しやすくなるような制度を引き続き実施しました。</p> <p>(3)・重度心身障害のある人の医療費について、令和5年度も市町村に対し補助を行いました。</p> <p>(4)・ひきこもり地域支援センターにおいて、電話相談、面接等の支援を行いました。また、「千葉県就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」や「千葉県子ども・若者育成支援協議会」等を通じて、関係機関の連携体制の構築を図りました。</p> <p>(5)・地域の福祉関係機関と連携し、地域生活定着支援センター開設後これまでに、障害のある人を含む対象者409人(5年度新規49人)の支援に取り組みました。</p>
-------	--

令和6年度	<p>【取組結果への対応】</p> <p>(1)・引き続き、県発達障害者支援センターによる研修・講座を開催し、専門性の高い人材の養成に努めます。・発達障害者地域支援マネージャーによる企業等に対するコンサルテーション等を実施します。</p> <p>(2)・引き続き、地域で生活する重症心身障害の状態にある人等が、専門性を備えた福祉型短期入所事業所をより利用しやすくなるような制度の拡充等を検討します。</p> <p>(3)・重度心身障害のある人の医療費について、引き続き、市町村に対し補助を行います。</p> <p>(4)・ひきこもり地域支援センターにおいて、相談対応を行うとともに、市町村担当者研修及びひきこもりサポーターの養成研修を開催し、市町村における支援体制の構築の後方支援を行います。また、「千葉県就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」や「千葉県子ども・若者育成支援協議会」等を通じて、関係機関の連携体制の構築を図ります。</p> <p>(5)・矯正施設を出所した障害のある人が安心して地域生活を送ることができるよう、引き続き地域生活定着支援センターの安定的な運営に努めます。</p>
最終年度の判定	一部の進展にとどまっています。
令和6年度	<p>【第八次計画の方向】</p> <p>・発達障害、高次脳機能障害のある人など、地域の支援施設等のみでは支援が困難な人に対する専門的支援拠点を設置し支援の拡充を図るとともに、より地域に密着した支援ができるよう、支援者の育成や地域連携の強化に取り組みます。</p> <p>・医療的ケアが必要な障害のある人の在宅での暮らしを支援するため、市町村の支援状況の実態把握に努めるとともに、医療分野等との連携を含めた支援体制の整備等を行えるよう市町村への支援に取り組みます。</p> <p>・本人や家族の負担が大きい心身に重度の障害のある人に対しては、市町村が実施する負担軽減のための医療費助成について、引き続き補助を行います。</p> <p>・ひきこもり本人や家族等に対しては、相談支援等により、支援を希望するひきこもり本人の自立を推進し、本人及び家族等の福祉の推進を図ります。</p>

※最終年度の判定：目標数に対するAの割合が7割以上に達した場合＝「進展が図られています。」  
「進展が図られています。」に該当する場合を除きA+Bの割合が7割以上に達した場合＝  
「概ね進展が図られています。」  
上に記載以外の場合＝「一部の進展にとどまっています。」

## 第七次千葉県障害者計画主要施策管理表

令和5年度

主要施策	8 様々な視点から取り組むべき事項
------	-------------------

## (1) 人材の確保・定着

障害の特性及び障害のある人のニーズに応じたサービス提供体制を構築するため、ホームヘルパー等の福祉職の養成・確保と医学的リハビリテーションに従事する医師の確保、理学療法士等のリハビリテーション専門職の充実や資質の向上に努めます。

## (2) 高齢期に向けた支援

高齢期に向けた支援については、国における地域の居住支援やサービス提供体制の在り方の検討状況を注視しながら検討を進めます。

## (3) 保健と医療に関する支援

障害は、人の一生を通じて様々な時期に発生します。家族や本人が障害の状況を正しく認識し、適切な医療サポートを受けることが重要となります。また、障害のある人が地域で安心して暮らしていける社会づくりを進めるためには障害のある人に関する健康づくり・医療・福祉施策の総合的な連携体制の充実に取り組んでいくことが重要です。身近な地域で必要なリハビリテーションを受けられるよう地域リハビリテーション体制等の充実を図ります。定期的に歯科健診や歯科医療を受けることが困難な障害のある人に対して、巡回歯科診療車による定期的な歯科健診・歯科保健指導を実施します。総合難病相談支援センター及び県内8箇所に設置した地域難病相談支援センターを拠点として、相談支援の実施、患者家族の交流促進、難病への理解促進等を図ります。

## (4) スポーツと文化芸術活動に対する支援

東京2020パラリンピック競技大会を契機として促進された、障害のある人へのスポーツの普及や障害のある人がスポーツを行うことができる環境づくりについて、県障害者スポーツ大会の開催及び全国障害者スポーツ大会への選手派遣を通じ、より一層取り組んでいきます。国のスポーツ行政の一元化も踏まえ、選手の育成強化に努めます。また、様々な機会を通じて指導者の資質の向上に努めます。身近な地域での文化芸術活動に親しむために、参加・発表の機会の確保と参加者の拡大に努めます。障害のある人が、生涯にわたり教育や文化芸術、スポーツなどの様々な機会に親しむことができるよう、生涯学習を支援するための方策を講じていきます。

## (5) 住まいとまちづくりに関する支援

障害のある人が、安心して快適に暮らすことができるまちづくりを推進します。また、鉄道駅、道路や建築物などの公共施設については、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向けた取組により促進されたバリアフリー化やユニバーサルデザインのより一層の普及に努めます。

## (6) 暮らしの安全・安心に関する支援

障害のある人が、地域社会の中で安全で安心して暮らせるよう、防犯・防災対策の推進、犯罪被害者等の支援に努めます。また、悪質商法などの消費者被害を防止するために、市町村、関係機関等と連携して、障害のある人を地域で守る仕組みづくりを推進します。

## (7) 障害のある人に関するマーク・標識の周知

行政・民間団体等により設けられている各種の障害のある人に関するマークは、バリアフリー等に対応したルールや障害のある人への支援の必要性を伝えると同時に、障害のある人への理解を促す「心のバリアフリー」につながるものであり、これらのマークの県民への周知・普及と理解の促進を図ります。

## 基本施策

## (1) 人材の確保・定着

## (2) 高齢期に向けた支援

## (3) 保健と医療に関する支援

## (4) スポーツと文化芸術活動に対する支援

## (5) 住まいとまちづくりに関する支援

## (6) 暮らしの安全・安心に関する支援

## (7) 障害のある人に関するマーク・標識の周知

## 数値目標の評価

(個)

年度	目標数	A	B	C	D	E	その他
3	18	13	2	2		1	
4		12	5			1	
5		13	4	1			

## 主要施策の取組状況等

令和5年度	<p><b>【取組結果】</b></p> <p>(1)・県が指定した事業者による研修により人材の確保及び支援の質の向上を図りました。・県内12地域の千葉県福祉人材確保・定着地域推進協議会を開催して意見交換を実施し、地域の課題等の実態把握を行うとともに、今後の施策等について検討を行いました。</p> <p>(2)・千葉県の介護支援専門員法定研修において、障害福祉分野で起きている課題についても研修内容に取り入れるなど、障害福祉と高齢者福祉との連携の強化を図りました。・自立支援給付と介護保険制度との適用関係について、市町村等に対する集団指導や説明会において、制度の適正な運用について説明を行いました。</p> <p>(3)・総合難病相談支援センター及び県内8か所の地域難病相談支援センターを拠点として、難病患者等の就労支援や療養上の相談、研修会等を実施しました。・千葉県歯科医師会に委託して、摂食嚥下指導を行いました。</p> <p>(4)・障害者スポーツの認知度向上や競技人口増加を図るため、障害者スポーツ競技団体が実施する各種競技体験会等に対し支援を行い、体験会等を開催しました。・専門的知見を持つ事業所による障害者芸術文化活動支援センターの運営を通じ、相談支援、人材育成、情報の収集及び発信等を行うことにより、地域における障害者の芸術文化活動の機会創出に努めるなど、障害者文化芸術活動推進計画の下、障害者芸術の振興に取り組みました。</p> <p>(5)・「ちば障害者等用駐車区画利用証」を発行し、合計〇〇枚(6月上旬頃判明見込)を交付しました。また、駐車区画障害者等用駐車区画の利用マナーの向上に向け、公共施設等へのポスターの掲示やチラシの配布、県ホームページ、ラジオ、県民だより等を通じた啓発活動を行いました。</p> <p>(6)・障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所に対して、感染症発生時の業務継続計画の策定や感染症予防の取組について集団指導等により周知しました。</p> <p>(7)・ストラップ型ヘルプマークを作成するとともに、各種マークの普及に努めました。</p>
-------	--

令和6年度	<p>【取組結果への対応】</p> <p>(1)・引き続き、県が指定した事業者による研修により人材の確保及び支援の質の向上を図ります。・引き続き、同様の事業を実施し、介護人材の確保・定着に向けて様々な取組を実施していきます。</p> <p>(2)・引き続き、研修の場を検討・調整していきます。・市町村の自立支援協議会等において、障害福祉と高齢者福祉との連携体制について協議していくよう働きかけを行います。</p> <p>(3)・引き続き、必要な支援が実施できるよう取り組みます。・引き続き、千葉県全域への摂食嚥下に関する啓発研修を行うことにより、摂食嚥下障害に関する基礎知識を普及させ、摂食嚥下指導ができる保健医療関係者、施設職員、保護者、介護者の増加を図ります。</p> <p>(4)・障害者スポーツの認知度の向上や競技人口の増加のため、障害者スポーツ競技団体が実施する各種体験会等に対して引き続き支援を行います。・障害者芸術文化活動支援センターの運営を通じて、相談支援、人材育成、情報の収集・発信、ネットワークの構築や、障害者による作品展の実施をはじめとした発表等の機会の創出等に引き続き取り組んでいきます。また、障害者文化芸術推進計画に基づき、引き続き障害者芸術の振興を図ります。</p> <p>(5)・誰もが円滑に駐車場を利用でき、利用マナーの向上が図られるよう、引き続き啓発活動に努めます。</p> <p>(6)・施設の指導監査等において、業務継続計画の策定や感染症予防の取組の実施状況等を確認し、必要な指導・助言を行っていきます。</p> <p>(7)・引き続き、ストラップ型ヘルプマークを作成するとともに、各種マークの普及に努めます。</p>
最終年度の判定	概ね進展が図られています。
令和6年度	<p>【第八次計画の方向】</p> <p>・障害の特性及び障害のある人のニーズに応じたサービス提供体制を構築するため、福祉職の養成・確保と医学的リハビリテーションに従事する医師の確保、理学療法士等のリハビリテーション専門職の充実や資質の向上に努めます。</p> <p>・高齢期に向けた支援については、国における地域の居住支援やサービス提供体制の在り方の検討状況を注視しながら検討を進めます。</p> <p>・身近な地域で必要なリハビリテーションを受けられるよう地域リハビリテーション体制等の充実を図ります。</p> <p>・障害のある人が、生涯にわたり教育や文化芸術、スポーツなどの様々な機会に親しむことができるよう、生涯学習を支援するための方策を講じていきます。</p> <p>・障害のある人が、安心して快適に暮らすことができるまちづくりを推進します。</p> <p>・障害のある人が住み慣れた地域で安全に安心して生活することができるよう、防災に向けた取組を推進します。</p> <p>・各種の障害のある人に関するマークの県民への周知・普及と理解の促進を図ります。</p>

※最終年度の判定：目標数に対するAの割合が7割以上に達した場合＝「進展が図られています。」  
「進展が図られています。」に該当する場合を除きA+Bの割合が7割以上に達した場合＝  
「概ね進展が図られています。」  
上に記載以外の場合＝「一部の進展にとどまっています。」